Series 学校における働き方改革

岐阜県教育委員会

県立高等学校における部活動改革

~部活動数の適正化や地域移行の試行~

はじめに

岐阜県教育委員会においては、平成29年度から、教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針として「教職員の働き方改革プラン」を策定以降、毎年度プランを更新している。プランにより、教職員の働き方や学校業務の見直しなど、教職員の負担軽減につながる様々な取組を進めており、令和2年度の「教職員の働き方改革プラン2020」では、「学校規模に合わせた部活動数の適正化」や「部活動の地域への移行に向けたモデル事業」を新規項目として掲げたところである。

今回は、この「学校規模に合わせた部活動数の適正化」と「部活動の地域への移行に向けたモデル事業」について、令和2年度の取組と今年度の進捗を中心に紹介したい。本稿が全国共通の課題である教職員の働き方改革の一助になれば幸いである。

1. 学校規模に合わせた部活動数の適正化

(1) 契機

令和元年度では、平成元年度と比べて、県立高等学校の生徒数はほぼ半減する一方、部活動数は3割減にとどまっており(表1)、また、部顧問の配置が年々困難になってきているとの訴えが学校現場から寄せられる中、両者の差である約2割の部活動数見直しが当面の目標と考えられた。さらに、部活動指導に長時間従事する顧問が存在する一方で、部活動への参加が限定的な顧問も存在するなど、部活動に係る教員の負担の平準化を図ることも課題として浮き彫りになっていた(表2)。

表 1 県立高校の生徒数及び部活動数の推移

	H元年度	R元年度	対H元年度	
生徒数	76,787	41,333	▲ 46.2%	
部活動数	2,005	1,376	▲ 31.4%	

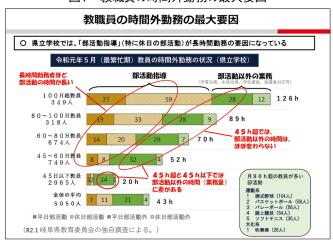
表 2 顧問の参加度合い

	全て参加	1/2 程度参加	1/3 程度参加	左記以外
平日	48.5%	16.7%	14.7%	20.2%
休日	60.0%	12.3%	9.0%	18.7%

(表1,2ともに、R2.1 岐阜県教育委員会の独自調査による。)

また、令和元年5月における県立高等学校の教員の時間 外在校等時間をみると、「部活動指導」(特に休日の部活動) が長時間勤務の大きな要因となっており、長時間勤務の教 員ほど部活動の指導に充てる時間が多いという実態があった (図1)。

図1 教職員の時間外勤務の最大要因



このようなことから、教員の長時間勤務の解消や、持続 可能な部活動の運営体制への見直しを図るため、学校規模 (教員数) に合わせて部活動数を適正化することが、「教職 員の働き方改革プラン2020」(令和2年3月27日策定)に 盛り込まれた。

(2) 見直しの方法 (県立学校部活動数見直し基準 の作成)

県教育委員会では、平成30年度の「教職員の働き方改 革プラン2018」から「部活動数の適正化」を掲げ、部活 動数の見直しに向けて学校現場の自発的な取組を促してき たが、「個々の学校の取組として限界」、「県教育委員会か ら統一的な考えを示してほしい」などの要望を踏まえ、「県 立学校部活動数見直し基準」を作成し、これを各県立高等 学校に示す一方、学校現場において、この基準を参考とし つつ、各校の部活動の実情(部員数、生徒の意向、活動 状況、学校の特色等)を踏まえ、「部活動数見直し計画」 を作成することとなった。前述のとおり、参加が限定的な顧 間が全学校平均で約2割だったことから、「県立学校部活動 数見直し基準」では、相当分を必要顧問数から削減し、かつ、 部活動における安全確保や特定の顧問への負担集中防止の 観点から、運動系で3人、文化系で2人の顧問配置を基本と して見直し基準を策定した。この結果、運動系を主体とする 学校は文化系等を主体とする学校よりも維持できる部活動数 はより少なくなるため、各学校における教員数から見た適正 な部活動数について、見直し基準では運動系をより多く残す 場合と文化系などそれ以外を多く残す場合とで、幅のある部 活動数を提示した。

また、見直し時点で1年生の在部者がいた場合でも、卒業までは活動の場を保障できるよう、見直しの時期については、令和3年度中にこだわらず、令和5年度までの3年間をかけて見直すこととした。

なお、「県立学校部活動数見直し基準」においては、部活動指導員や部活動アシスタントの人数は算定に入っていない。これらの人数は、毎年度変動し得るものであり、部活動指導員等はプラスアルファと考え、今回の見直しで捻出された顧問の余力と合わせて、各高等学校において強化したい部活動への重点的配置につながると考えている。

(3) 学校の対応

岐阜県立高等学校63校のうち、定時制・通信制を除く 61校では、令和2年度中をかけて、県教育委員会が示した 「県立学校部活動数見直し基準」を基に、学校規模(教 員数)に見合った部活動数の見直しが検討された。各学校 の校長からは、「学校単独で削減するのは困難であり、県教育委員会に音頭をとってもらえてありがたい」、「数年前から廃部の議論をしていた部活動があった」などと肯定的にとらえる声もあったが、部活動を特色としている学校や生徒指導上の重要な手段と考えている学校も多く、これらの学校からは、「セールスポイントが失われる」、「活力が低下する」といった声があったことも事実である。

県教育委員会は、見直し基準を県下統一的な考え方として示す一方、具体的にどの部活動を廃部にし、又は統廃合し、逆に、どの部活動に今後重点を置いていくかは、各学校が実情に応じて、生徒や保護者など関係者の意向を踏まえつつ検討・決定し、入学を検討する中学生などへもアナウンスしていくことが重要と考えており、見直しの具体的な内容については、学校の主体性を尊重し、その全ての判断を委ねることとした。

(4) 部活動数見直し計画

令和3年2月末までに各高等学校から提出された「部活動数見直し計画」を集計したところ、結果的にではあるが、令和2年度の部活動数(1,363部)の約2割(259部)と、当初の目標数に相当する部活動数を削減する計画となった(表3)。

表3 部活動数の見直し計画の集計

	統廃合予定部活動数/ 部活動数(R2)	削減率
運動系部活動	107 部/ 758 部	14.1%
文化系部活動	137 部/ 584 部	23.5%
その他の部活動	15 部/ 21 部	71.4%
全 体	259 部/ 1,363 部	19.0%

県教育委員会として、学校に対して個別具体的な指導は 行わなかったが、各学校が創意工夫を凝らして取り組んだも のであり、例えば、茶華道部と書道部を日本文化部として、 あるいは吹奏楽部と合唱部を音楽部として統合するなどの案 がみられた。

(5) 部活動数の見直しの今後

この計画は令和3年2月末時点のものであり、①当該時点は入試前で、令和3年度の新入生がどの部活動にどれだけ入部するのかを見極める必要があったこと、②生徒や保護

者への説明はこれからといった学校もあったこと、③統廃合を予定している部活動に在籍する生徒や保護者に説明済みの学校であっても、生徒や保護者から再考を求める声があれば、柔軟に対応する必要があることなどから、この時点の部活動数の見直し計画については、その後も変更される要素を多く含んだものと認識しており、令和5年度までの間で計画が具現化される過程においても、各学校が実情に応じて引き続き見直しの再検討や説明を続けていく必要がある。また、今回の見直しにより捻出する顧問配置の余力が、教職員の負担軽減のみならず、強化を図る部活動への重点配置など、学校の特色づくりにつながればと考えている。

2. 部活動の地域への移行に向けたモデル事業の実施

(1) 契機

岐阜県立高等学校においては、部活動指導に係る教員の 負担軽減のため、部活動指導員や部活動アシスタントといった 外部人材を積極的に配置するとともに、休養日(平日のいず れかで1日、土日のいずれかで1日)や活動時間(平日2時間 程度、休業日3時間程度)など部活動ガイドラインの徹底を図っ てきたところであるが、令和元年度の繁忙月である5月では、 時間外在校等時間が80時間を超える教員が、平均で月70時 間程度を部活動指導に従事するといった実態であった。

また、周知のことであるが、平成31年1月25日の中央教育審議会において、「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。」と答申されたことを踏まえ、「教職員の働き方改革プラン2020」では、令和2年9月1日付けの文部科学省・スポーツ庁・文化庁の事務連絡に先駆ける形で、高等学校部活動の地域移行の試行を盛り込むとともに、令和2年度当初予算の新規事業として、モデル事業の実施に要する経費150万円を計上した。

(2) 令和2年度における地域移行事業

①選定

令和2年度の地域移行事業においては、顧問の教員が長時間勤務となりやすい、強化指定されている運動系の1校1

部活動を対象とした。具体的には、岐阜県立岐阜総合学園高等学校男子ホッケー部の活動の一部を(公社)ぎふ瑞穂スポーツガーデンに移行するモデル事業を行うこととした。岐阜総合学園高等学校男子ホッケー部は、全国的な強豪校として知られており、生徒も顧問も競技力を向上させるために熱心に部活動に取り組んでいる。また、(公社) ぎふ瑞穂スポーツガーデンは、総合型地域スポーツクラブとして、ホッケーをはじめとして種々のスポーツ教室を運営しているほか、地域で出前指導等を行うトップアスリート育成事業にも取り組んでいる団体であり、特にホッケーについては、今回の東京オリンピック日本代表クラスの選手が所属していることから、強豪校への専門的な指導が可能であった。また、岐阜総合学園高等学校と(公社) ぎふ瑞穂スポーツガーデンとの距離が比較的近かった点も、活動の利便性の面から選定の理由として挙げられる。

②実施の内容

部活動が地域に実際に移行する場合には、保護者に金銭的な負担が生じる可能性がある点も想定して、モデル事業においても、あえて必要経費の全額を県費負担とせず、(公社)ぎふ瑞穂スポーツガーデン(以下「地域クラブ」という。)への補助金の額を補助対象経費の10分の9以内とすることにより、生徒の地域クラブへの入会に要する費用及び地域クラブでの活動における保険料相当額を保護者の負担とし、保護者に説明したうえで、24名の部員全員の参加を得ることができた。

実施時期については、もともと令和2年度は、オリンピックやパラリンピックの開催が予定されていた関係で、10月以降に12回実施する予定であった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和3年1月以降は中止となり、結果的に令和2年10月から12月までの間の計6回の実施にとどまった。

また、教員の働き方改革の観点からの部活動の地域移行 事業であったために、顧問の教員は地域クラブが実施する 活動に従事せず、実施場所も岐阜総合学園高等学校のホッケー場ではなく、地域クラブの活動拠点である朝日大学ホッケー場で行うこととした。

③実施の結果

表4は、岐阜総合学園高等学校男子ホッケー部の3名の 顧問のうち、主顧問の時間外在校等時間について、10月か ら12月までの間で、令和元年度と令和2年度の状況を比較 したものである。

表4 顧問Aの時間外在校等時間の比較

		10月	11月	12月	3か月平均
R	元 時間外総合計	103h	91h	107h	100h
	うち部活動	68h	84h	97h	83h
R2 時間外総合計		41h	35h	36h	37h
	うち部活動	41h	35h	29h	35h
地	或クラブ活動回数	3 🗆	1 🗆	2 🗆	

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、遠征や練習試合に制約があったため、令和元年度と一概には比較できないが、時間外総合計、部活動の従事時間は大幅に減少していることが分かる。このことについて、顧問に確認したところ、その要因は、地域移行により部活動に従事しなかったことによる時間外在校等時間の縮減や、部活動指導後に行っていた授業準備等の他業務を勤務時間内に終えたことによる縮減のほか、プライベートの充実が心身のリフレッシュに繋がり、業務を効率的に実施できるようになったため、とのことであった。

また、生徒にとっても、東京オリンピック日本代表クラスの選手から直接指導を受ける機会が得られ、地域クラブ翌日の部活動では、生徒から自発的に「地域クラブの活動の復習で同じメニューをやりたい」という声が上がったり、生徒間で声を掛け合いながら練習する風景が見られるようになり、日本代表クラスの選手からの指導は、生徒にとって刺激的だったようである。そして、令和2年12月の全国高等学校選抜大会では、全国第3位と好成績を収めることができた。

一方で、課題として上がったのは、日程調整の難しさであった。予め活動日を決定するに当たり、高校側は、強豪校であるがゆえに、土日を通しての遠征や試合が予定されている場合が多く、また、地域クラブの指導者側も大学や社会人チームの指導にも携わっていることから同様の事情があり、お互いの日程を休日に設定するのが難しく、結果的に、地域クラブの活動が行われたのは全て平日となった。なお、休日の活動は、令和3年になってから行う予定であったが、前述のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響から中止となった。

また、地域クラブでの活動は、主に基礎技術の向上を目的にした内容のものとなり、その活動に当たっては、部活動の顧問と地域クラブの指導者が従前から交流があったこともあり、生徒の様子等について情報交換をすることができてい

た。ただし、地域クラブで戦術練習などを取り入れて、より 充実した活動とするには、生徒の性格や学校での生活など を踏まえたうえで、チームと個人にとって最適な指導が必要 であり、顧問が地域クラブの活動に従事していない状況下で は、一定の制約があった。

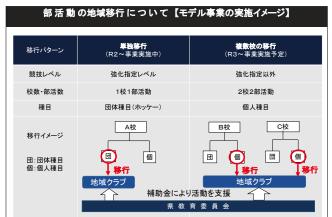
さらに、生徒・保護者・学校から共通して上がった課題として、移動に自転車で30分程度かかり、しかも、荷物を持っての移動となると危険を伴うとの指摘があったほか、キーパーの防具を保護者が運んでいるため負担がかかるとの意見があり、学校のグラウンドでの実施を望む声が上がった。

(3) 令和3年度における地域移行事業

令和3年度においても、岐阜総合学園高等学校男子ホッケー部の地域移行事業は継続して実施することとしている。ただし、令和2年度に上がった声を踏まえ、地域クラブの活動予定回数の多くを、行政財産目的外使用許可の手続を経たうえで、高等学校のホッケー場で行うよう改める予定である。また、顧問の教員も兼職兼業の許可手続を経たうえで、地域クラブの活動にも指導者として従事することを可能としており、学校では、時間外在校等時間と地域クラブでの従事時間とを合わせて労務管理をしていく必要がある。

さらに、令和3年度のモデル事業は、令和5年度以降の高校部活動の段階的な地域移行を見据え、すそ野を広げて拡充することとしている。岐阜総合学園高等学校における地域移行事業は、強化指定レベルで団体競技の部活動を対象としたが、強化指定以外の部活動においても、部活動が長時間勤務の要因となっている例があることから、令和3年度は、強化指定を受けていない部活動のうち、個人競技の種目で複数校の部活動をひとつの総合型地域スポーツクラブに移行する試みを検討している(図2)。

図2 モデル事業の実施イメージ



この場合、当該高等学校やその生徒の部活動への関わり 方が、岐阜総合学園高等学校男子ホッケー部の状況と異なっ ていることからすれば、令和2年度に行った地域移行事業と は別の新たな意向や課題が出てくるものと思われる。

いずれにせよ、高等学校の部活動は、中学校のものと比べて専門性が高く、その分指導できる人材がいる団体を確保することが難しく、また、指導できる人材がいたとしても、指導方針の違いにより部活動と地域の団体(総合型スポーツクラブ等)がうまく連携できない等の課題も考えられるところである。これらの事例のほかにも、様々な地域移行のパターンを検討・検証していく必要があると考えている。

おわりに

高等学校における部活動の在り方は、学校の特色にも大きく関係しており、部活動への力の入れ具合やどの部活動に重点を置くかは学校によって異なっている。また、部活動に積極的に関わっていきたいと考えている教員もいれば、そうでない教員もおり、種目による得手・不得手もある。それゆえに、高等学校における部活動改革には、定型的な特効薬はないと考えており、教員の働き方改革と高校生のスポーツ・文化活動の充実との両立をいかにして図ることができるのか、今後も試行錯誤を繰り返していくことになろう。